



熊本県公報

号外 第49号

平成27年12月24日(木)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則を廃止する規則…………… (情報企画課) 1
- 熊本県工場等設置奨励条例施行規則及び熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則…………… (企業立地課) 1

規 則

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。
平成27年12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第45号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則を廃止する規則

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則（平成16年熊本県規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

熊本県工場等設置奨励条例施行規則及び熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第46号

熊本県工場等設置奨励条例施行規則及び熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

(熊本県工場等設置奨励条例施行規則の一部改正)

第1条 熊本県工場等設置奨励条例施行規則（昭和39年熊本県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を削る。

附則に次の1項を加える。

- 1 1 地方活力向上地域内の工場等に係る第2条第1項に規定する申請書の提出期限が、熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例（平成27年熊本県規則第66号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）の施行の日から起算して1月を経過した日前であるときは、当該提出期限は、同項の規定にかかわらず、平成27年改正条例の施行の日から起算して1月を経過した日とする。

(熊本県税特別措置条例施行規則の一部改正)

第2条 熊本県税特別措置条例施行規則（昭和39年熊本県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条中「条例第4条の4第1項第1号又は条例第4条の7第1項第1号ア若しくはイ」を「第4条の4第1項第1号、第4条の7第1項第1号ア若しくはイ又は第4条の14第1項第1号」に改める。

第3条中「条例第4条の4第1項第2号、条例第4条の6第1項第1号、条例第4条の7第1項第2号又は条例第4条の13第1項第1号」を「第4条の4第1項第2号、第4条の6第1項第1号、第4条の7第1項第2号、第4条の13第1項第1号又は第4条の14第1項第2号若しくは第2項第1号」に改める。

第4条中「条例第4条の4第1項第1号若しくは第2号、条例第4条の6第1号、条例第4条の7第1項第1号若しくは第2号、第4条の13第1項第1号、第4条の7第1項第1号若しくは第2号、第4条の13第1項第1号又は第4条の14第1項第1号若しくは第2号若しくは第2項第1号」に改める。

別記第1号様式（その1）中「個人事業税課税免除（不均一課税）申請書」を「個人の事業税課税免除（不均一課税）申請書」に改め、「第4条の7第1項第1号ア」の次に「・第4条の14第1項第1号」を加え、「下記の」を「、次の」に、「第6条第1

項第1号」を「第6条第1号」に改め、「④」を削り、

県内の既設の事務所又は事業所等	所在地	名称
	計	

⑤ 年の末日現在の従業者数	人

を

県内の既設の事務所又は事業所等	所在地	名称	年の末日現在の従業者数
			人
	計		

- 注 1 この申請書は、個人の事業税を申告する日までに提出してください。
- 2 この申請書は、「製造の事業等の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細」を添付の上、課税地を管轄する広域本部に正副2通提出してください。

に改め、同様式（その1）製造の事業等の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細を次のように改める。

製造の事業等の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細

新設し、又は増設した設備を事業の用に供した日	年	月	日
------------------------	---	---	---

所得税の青色申告書の提出の有無	有	・	無
-----------------	---	---	---

租税特別措置法第 1 2 条第 1 項の規定により、所得税の確定申告等において、特別償却の償却範囲額の計算に関する明細書の提出の有無	有	・	無
--	---	---	---

新設し、又は増設した設備の取得価額	製造の事業等の用に供した一の工業生産設備等を構成する固定資産（所得税法施行令第 6 条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。）	種 類	取 得 価 額
		建 物 及 び そ の 附 属 設 備	円
		構 築 物	
		機 械 及 び 装 置	
		船 舶	
		航 空 機	
		車 両 及 び 運 搬 具	
		工 具、器 具 及 び 備 品	
		計	
		その他の固定資産	土 地
計			

新設し、又は増設した設備に係る従業者の明細	新規採用したもの	過疎地域、半島振興地域又は離島振興地域内にある既設の事務所又は事業所等から配置換えしたもの	過疎地域、半島振興地域又は離島振興地域以外の地区にある既設の事務所又は事業所等から配置換えしたもの	計
	人	人	人	人

事務所の各月末の人員 又は事業所等の従業者	項目	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
		末	末	末	末	末	末	末	末	末	末	末	末	末	人	
	新た係る者 増設るに従業者	直接従事者数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		上記以外の事務職員等の数														
	既備に係る 従業者	直接従事者数														
		上記以外の事務職員等の数														
	県内に有する上記以外の事業所等の従業者数															
合 計																

備考	
----	--

別記第 1 号様式（その 1）記載上の注意を次のように改める。

記載上の注意

- 1 「㊸」の欄には、次の方法によって算定した金額を記載してください。
 - (1) 「㊸」の欄に記載すべき金額の計算は、次の算式によってください。

$$\frac{\text{㊸の額} \times \text{新設し、又は増設した設備に係る従業員の数}}{\text{当該設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所等の従業員の数}}$$
 - (2) (1)の従業員の数の算定については、地方税法第 7 2 条の 5 4 第 2 項に規定する事業税の分割基準によってください。
 - (3) 「㊸」の欄に記載すべき金額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるとき又は「課税免除（不均一課税）を受けようとする税額」に記載すべき金額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、それぞれその端数は切り捨ててください。
- 2 「業種目」の欄には、業種目を具体的に、例えば「家具製造」というように記載してください。
- 3 「㊹」、「㊺」及び「㊻」の欄には、当該設備を事業の用に供した日現在の価額又は従業員数を記載してください。
- 4 「事務所又は事業所等の従業員の各月末の人員」の「直接従事者数」の欄には、工業生産設備等に直接従事する従事者数を記載してください。
- 5 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

別記第 1 号様式（その 1）備考を削る。

別記第 2 号様式中「法人事業税課税免除（不均一課税）申請書」を「法人の事業税課税免除（不均一課税）申請書」に改め、「第 4 条の 7 第 1 項第 1 号ア」の次に「・第 4 条の 1 4 第 1 項第 1 号」を加え、「下記の」を「次の」に改め、「事業開始」の次に「

の年月日」を加え、「本県分の法人事業税」を「本県分の法人の事業税」に、「計㊼+

㊹+㊺			㊻				㊼
-----	--	--	---	--	--	--	---

」を「計㊼+㊹+㊺+㊻」に、「

青色申告提出」を「青色申告書の提出」に改め、同様式注中「申告書には、「製造の事業等の用に供した新設し、又は増設した設備等」に関する明細書」を「申請書は、「製造の事業等の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細」」に、「法人事業税」を「法人の事業税」に改め、「なお、記載上の注意事項は裏面にあります。」を削り、同様式製造の事業等の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細を次のように改める。

製造の事業等の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細

新設し、又は増設した設備を事業の用に供した日 年 月 日

租税特別措置法第 4 5 条第 1 項の規定により、法人税の確定申告等において、特別償却の償却範囲額の計算に関する明細書の提出の有無 有 ・ 無

新設し、又は増設した設備の取得価額	製造の事業等の用に供した一の工業生産設備等を構成する固定資産（法人税法施行令第 1 3 条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。）	種 類	取 得 価 額
		建物及びその附属設備	円
		構 築 物	
		機 械 及 び 装 置	
		船 舶	
		航 空 機	
		車 両 及 び 運 搬 具	
		工 具 、 器 具 及 び 備 品	
		計	
		土 地	
その他の固定資産			
計			

新設し、又は増設した設備に係る従業員の明細	新規採用したもの	過疎地域、半島振興地域又は離島振興地域内にある既設の事務所又は事業所等から配置換えしたもの	過疎地域、半島振興地域又は離島振興地域以外の地区にある既設の事務所又は事業所等から配置換えしたもの	計
	人	人	人	人

事業者の各月末の従業員数又は事業所等の従業員数	項目	月	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	計	
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	新設した設備に係る従業員	直接従事者数														
		上記以外の事務職員等の数														
	既設の従業員に係る従業員	直接従事者数														
		上記以外の事務職員等の数														
県内に有する上記以外の事業所等の従業員数																
合 計																

備考

別記第2号様式記載上の注意を次のように改める。

記載上の注意

- 1 「事業の種類」の欄には、事業の種類を具体的に、例えば「ミシン製造業」というように記載してください。
- 2 「従業者数」の欄には、当該新設し、又は増設した設備を事業の用に供した日現在の人数を記載してください。
- 3 「事業年度の末日現在の従業者数」の欄のうち、「①」の欄には当該事業年度の末日現在の「事務所又は事業所等の従業者の各月末の人員」の「新増設した設備に係る従業者」の欄の合計人数を、「②」の欄には当該事業年度の末日現在の「事務所又は事業所等の従業者の各月末の人員」の「既設の設備に係る従業者」の欄と「県内に有する上記以外の事務所等の従業者数」の欄の合計人数を記載してください。
- 4 「固定資産の価額」の欄には、当該事業年度の末日現在における価額を記載してください。ただし、電気供給業、ガス供給業、倉庫業を主たる事業とする法人以外の法人は記載する必要はありません。
- 5 「新設し、又は増設した設備の取得価額」の欄には、当該新設し、又は増設した設備等(法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げる固定資産に限る。)を事業の用に供した日現在における価額を記載してください。
- 6 「課税免除(不均一課税)の対象となるものの課税標準額」の計算は、次の算式によってください。

- (1) 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業を主たる事業とする法人が、製造の事業等の用に供する設備を新設し、又は増設した場合

$$\text{本県において課すべき事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る収入金額又は所得} \times \frac{\text{当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額}}{\text{当該設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所等の固定資産の価額}}$$

- (2) (1)以外の法人が製造の事業等の用に供する設備を新設し、又は増設した場合

$$\text{本県において課すべき事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得} \times \frac{\text{当該新設し、又は増設した設備に係る従業者の数}}{\text{当該設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所等の従業者の数}}$$

- (3) (1)又は(2)の固定資産の価額及び従業者の数の算定については、地方税法第72条の48第4項から第6項まで、第9項及び第10項に規定する事業税の分割基準によってください。
- (4) 「課税免除(不均一課税)の対象となるものの課税標準額」の欄には、軽減税率を適用する法人にあつては「㉗」「㉘」「㉙」の区分ごとに(1)又は(2)の計算をしてください。
- (5) 「課税免除(不均一課税)の対象となるものの課税標準額」にそれぞれ税率を乗じて得た額が課税免除(不均一課税)額に相当する税額です。
- (6) 「課税免除(不均一課税)の対象となるものの課税標準額」の欄の各区分に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨て、税率を乗じて得た税額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨ててください。
- 7 「事務所又は事業所等の従業者の各月末の人員」の「直接従事者数」の欄には、工業生産設備等に直接従事する従業者数を記載してください。
- 8 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第3号様式中「第4条の13第1項第1号」の次に「・第4条の14第1項第2号(第2項第1号)」を加え、「下記の」を「、次の」に、「あん分率」を「^{あん}按分率」に、「第6条に規定する建築物の確認申請書」及び当該申請に対する「確認通知書」又はこれらの写しを「第6条第1項に規定する確認の申請書の写し及び当該申請に対する同項に規定する確認済証又はその写し」に改め、同様式注中「なお、「記載上の注意」は裏面にあります。」を削り、同様式記載上の注意2中「同欄」を「「土地」の欄」に改め、同様式記載上の注意3中「家屋」を「参考事項」の「土地の上に建設又は承継された家屋」に、「旅館」を「旅館等」に改め、同様式記載上の注意に次のように加える。

4 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第4号様式中「第4条の13第1項第1号」の次に「・第4条の14第1項第2号(第2項第1号)」を加え、「下記の」を「、次の」に、「あん分率」を「^{あん}按分率」に改め、同様式記載上の注意に次のように加える。

3 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第5号様式中「第4条の13第1項第1号」の次に「・第4条の14第1項第2号(第2項第1号)」を加え、「下記の」を「、次の」に、「第7条に規定する建築物に関する「工事完了届」及び「検査済証」又はこれらの写し」を「第7条第1項に規定する検査に係る申請書の写し及び当該申請に対する同条第5項に規定する検査済証又はその写し」に改め、同様式記載上の注意2中「「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」別表1に掲げる工場用建物等をいいますが」を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1に規定する建物の耐用年数を適用する家屋のほか」に改め、同様式記載上の注意に次のように加える。

4 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県税特別措置条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県税特別措置条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税特別措置条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。